

協議第21号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
<p>新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置する。</p> <p>1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。なお、その定数については、新町において調整する。</p>	

「協議第21号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	9 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	<p>新町において1つの農業委員会に統合するよう調整する。なお、統合するまでの間は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、現行の町村の区域ごとに、3つの農業委員会を設置する。</p> <p>1つの農業委員会とする時には、同法第10条の2第2項の規定を適用し、合併前の町村の区域ごとに選挙区を設置するものとする。なお、その定数については、新町において調整する。</p>

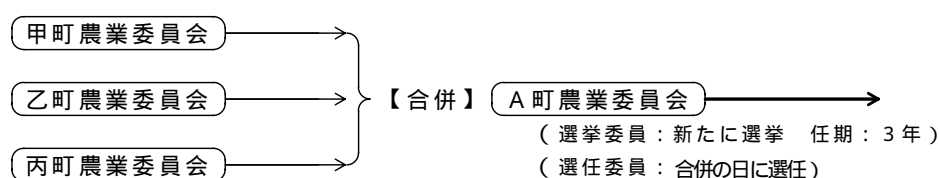
区分	現 況			
	幕別町	更別村	忠類村	合 計
農業委員現員数	選挙委員 13名 選任委員 7名 ア.農協推薦 3名 イ.共済推薦 1名 ウ.議会推薦 3名 合 計 20名	選挙委員 10名 選任委員 5名 ア.農協推薦 1名 イ.共済推薦 1名 ウ.議会推薦 3名 合 計 15名	選挙委員 10名 選任委員 4名 ア.農協推薦 1名 イ.共済推薦 1名 ウ.議会推薦 2名 合 計 14名	選挙委員 33名 選任委員 16名 ア.農協推薦 5名 イ.共済推薦 3名 ウ.議会推薦 8名 合 計 49名
任期	平成17年7月19日	平成17年7月19日	平成17年7月19日	(3町村とも同一)
選挙区数	1選挙区	1選挙区	1選挙区	(3町村とも同一)
総会開催回数	12回/年	12回/年	12回/年	(3町村とも同一)
区域面積	34,046ha	17,645ha	13,754ha	65,445ha
農地面積	14,668ha	10,271ha	4,149ha	29,088ha
農家戸数	636戸	263戸	116戸	1,015戸
選挙人名簿登録者数	1,964人	882人	329人	3,175人

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに係る制度の内容

「合併後1農業委員会を設置」(原則)

合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され(したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失い) 新設の市町村につき1つの農業委員会となる。(選挙委員については、市町村の廃置分合の日から50日以内に設置による一般選挙を行う。また、選任委員については合併の日に選任する。)

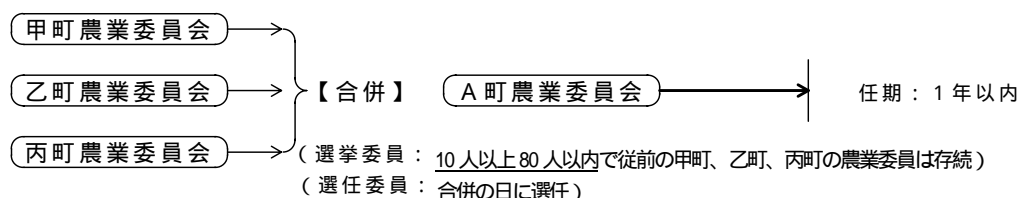
- ・「農業委員会等に関する法律」第11条、「公職選挙法」第33条第3項
- ・「農業委員会等に関する法律」第12条



「合併後1農業委員会を設置」(在任特例)

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、10人以上80人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができる。(合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者が上記の定数(10人以上80人以内で定める数)を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出する。)

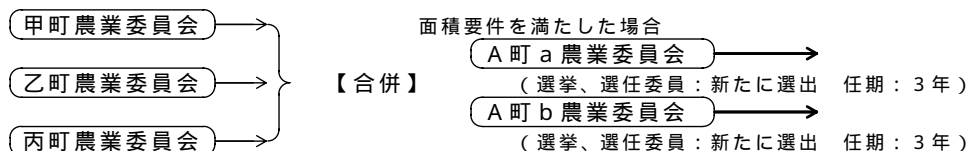
また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、一般選挙を行うこととなります。なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により講ずることができます。また、当該特例は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、合併の日に選任する必要があります。



「合併後2以上の農業委員会を設置」(原則)

合併後の新市町村が、農業委員会等に関する法律施行令第1条の3に規定する要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)は、新市町村に2以上の農業委員会を設置することができる。(この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併の日に速やかに選任します。)

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項

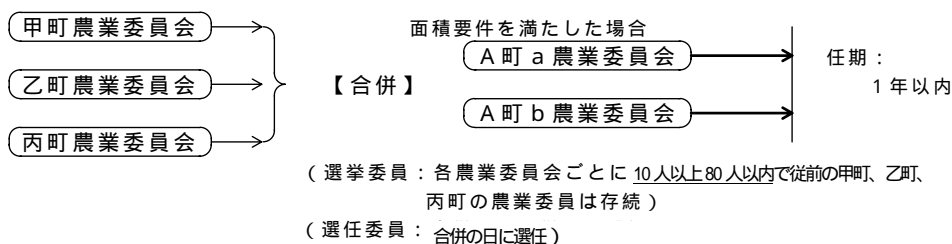


「合併後2以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

- ・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第3項

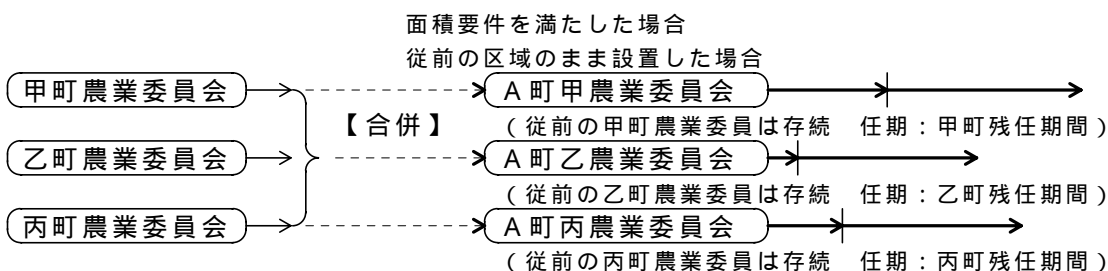
なお、この場合の選任委員については、と同様に合併日に選任することとなります。



「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新市町村が、で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)であって、新市町村に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することができます。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、第34条第1項



農業委員会の委員の定数及び任期に関する法令

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。

4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。

（選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙の単位）

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 第2項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

（選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1名

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

- 2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。
- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦に係るものは、当該委員を推薦した団体の理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）でなくなつたときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

（境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール（北海道にあつては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

(農業委員会の委員の任期等に関する特例)

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任するものを定める者とする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の在任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなつたときには、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下指定都市という。）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

先進事例

おおさきかみしまちょう

大崎上島町（広島県）

農業委員会については合併時に統合するものとする。

農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後4月間引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

農業委員会の選任による委員であった者は、合併の日の前日に失職し、新町において新たに農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した理事各1名及び議会が推薦した学識経験者5人以内で構成する。

しゅうなんし

周南市（山口県）

2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。

さどし

佐渡市（新潟県）

合併時は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、現行の10の農業委員会とする。平成17年7月20日以降は、同法第3条の規定による1の農業委員会とする。

1の農業委員会とする場合は、選挙による委員数は40人とし、現委員会の区域ごとに選挙区を設ける。

くじょうし

郡上市（岐阜県）

(1) 新市に八幡町・美並村・明宝村・和良村の区域、大和町・白鳥町・高鷲村を区域とした2つの農業委員会を置く。

(2) 7町村の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間従前の委員が引き続き新市の農業委員会委員として在任する。

せいよし

西予市（愛媛県）

1 農業委員会については、合併時に統合するものとし、選挙による委員の定数を30人とする。

2 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。

明浜町、三瓶町の区域 6人

宇和町の区域 10人

野村町の区域 9人

城川町の区域 5人

3 報酬の額は宇和町の報酬額及び同規模の農業委員会の例をもとに調整する。

おおさきし

大崎市（宮城県）（合併予定 - 平成17年4月1日）

1 .新市に、1市6町に設置されていた農業委員会の区域をその区域とする7つの農業委員会を置く。
2 . 7つの農業委員会は、平成17年7月20日をもって、古川市、岩出山町及び鳴子町をその区域とする農業委員会並びに松山町、三本木町、鹿島台町及び田尻町をその区域とする農業委員会の2つに統合するものとし、選挙による委員の定数をそれぞれ30人及び29人とする。

3 . 農業委員会を統合するときの選挙にあたっては、古川市に3選挙区、その他の地域には町ごとに1選挙区設けるものとし、選挙区ごとの定数については、新市において調整する。

4 . 統合後の2つの農業委員会には、それぞれ農地部会及び農政部会を置くこととし、その定数、所掌事務等については、新市において調整する。

5 . 統合後の農業委員会の報酬は、古川市農業委員会委員の報酬を基準に、新市において調整する。

6 . 新市の農業委員会は、平成20年を目標に1つに統合するものとし、新市において調整する。

遠軽地区4町村合併協議会(合併予定 - 平成17年1月)(いくたはらちよう えんがるちよう まるせつぷちよう しらたきむら生田原町、遠軽町、丸瀬布町、白滝村)

- 1 新町に一つの農業委員会を置く。
- 2 農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用しない。
- 3 農業委員会の選挙による委員の定数は、20人とする。
- 4 農業委員会の選挙による委員の選挙については、選挙区を設け、各選挙区の区域及び選挙すべき委員の定数は、次のとおりとする。
 - (1) 生田原町行政区域 5人
 - (2) 遠軽町行政区域 9人
 - (3) 丸瀬布町行政区域 3人
 - (4) 白滝村行政区域 3人

佐呂間町・上湧別町・湧別町合併協議会(合併予定 - 平成17年10月1日を目標)
さろまちよう かみゆうべつちよう ゆうべつちよう

- 1 新町における農業委員会については、合併時に統合するものとする。
- 2 農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3 新町の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同法施行令第2条の2の規定により、20人とする。
- 4 在任期間終了後最初に行われる選挙については、農委法第10条の2第2項の規定に基づき、選挙区を設けるものとする。
- 5 選挙区及び選挙区ごとの定数は農委法第10条の2第3項の規定に基づき、佐呂間町7名、上湧別町6名並びに湧別町7名とする。
- 6 合併による区域の拡大に対し、地域に密着した農政活動ができるよう協力員制度(仮称)について必要性を含め新町において検討する。

檜山南部4町合併協議会(合併予定 - 未定)(えさしちよう かみのくにちよう あつきぶちよう おとべちよう江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町)

- (1) 新町に1つの農業委員会を置き、4町の選挙による委員は合併時に新たに選挙し、定数は20人とする。
- (2) 選任委員については、新たに選任し7人以内とする。
- (3) 選挙による委員の選挙については、2つの選挙区を設け、枠組み、定数配分については合併前に4町の長が協議して定める。

天北三町村合併協議会(合併予定 - 合併特例法の最終期日までを目標)(さるふつむら はまとんべつちよう なかとんべつちよう猿払村、浜頓別町、中頓別町)

- 農業委員会の数は、1委員会とする。
合併特例法における特例措置は適用せず、新たな農業委員会設置の日から50日以内に一般選挙を行う。
農業委員会委員の総数は、21名以内し、選挙委員の定数は15名とする。
設置時選挙においては、旧町村単位に選挙区を設けることとし、各選挙区の定員は5名とする。
委員の報酬等に関しては、他との均衡を失することなく別に協議して定める。

枝幸歌登合併協議会(合併予定 - 合併特例法の最終期日までを目標)(えさしちよう うたのぼりちよう枝幸町、歌登町)

- 新町における農業委員会等の取り扱いは、次のとおりとする。
- 1 農業委員会の数は、1委員会とする。
 - 2 選挙で選出する委員の定数は、14名とする。
 - 3 旧町を区域とする選挙区を設け、その配分は、枝幸選挙区8名、歌登選挙区6名とする。
 - 4 報酬額等は、他との均衡や合併効率に配慮して別に定める。